

## 第 11 回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成 31 年 3 月 12 日（火）15:00～16:28
2. 場所：合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室
3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）

（事務局）田和室長、窪田次長、福島次長、福田参事官

（説明者）NPO 法人 日本語教育研究所 理事長 西原鈴子

にほんごの会企業組合 代表理事 遠藤織枝

4. 議題：

（開会）

1. 外国人に対する日本語教育に関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○福田参事官 定刻となりました。ただいまより「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」第 11 回を開催いたします。

本日は御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の議題は「外国人に対する日本語教育に関するヒアリング」でございます。

報道関係の方がいらっしゃいましたら、こちらで退室をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、安念座長、よろしくをお願いいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、「外国人に対する日本語教育に関するヒアリング」でございますが、本日は NPO 法人日本語教育研究所、西原鈴子理事長、にほんごの会企業組合、遠藤織枝代表理事のお二方においでいただいております。

ごらんいただければわかると思いますが、きょうはまことに都合が悪く、委員で出席者が私だけになってしまいまして、ほかの委員の分もしかとお話を承る所存でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、西原先生から御説明を頂きたいと存じます。

○西原理事長 資料 1 に基づいて御説明を差し上げます。日本語教育に関するヒアリングでございますが、私は、「外国人の就労・定住に必要な日本語習得の環境整備」ということで説明をさせていただきたいと存じます。

1 ページめくってくださいますと、論点の概要が出ております。4 つございまして、1 つは、私が提案しようとしていることの根幹となります社会統合の観点、これは先生方よ

く御存じで、不必要だとは思いましたが念のため申し上げます。それから、外国人材受入れ・共生のための総合的対策案、これは関係閣僚会議のものを論点のみ申し上げるつもりです。3番目が、「共生・協働センター」の設立提案。4番目が、それを支える日本語学習サポート体制ということでお話をしようと思います。

まず2ページの社会統合の観点です。これは国のビジョンの話です。国や地域における少数者が、差別や排斥を受けることなく対等な構成員として他の人々と同様の権利と責任を持って参加できる社会の構築というのが社会統合というビジョンでございますけれども、これは参入する社会構成員に同化を強制するのではなく、社会的結束と文化的多様性を両立させる。こういう課題の解決に挑むことは多民族・多文化・多言語的背景を持つ人々が生活を共にする社会においては、目指すべき必須の条件だと考えます。

海外から生活・就労のために来日し、長期にわたって滞在する人々が増加することが予測されるこれからの日本社会においても、公正な社会参画を前提とした受入れ体制によって社会統合を目指すことが喫緊の課題であると思います。

新しく社会に参入する人々は、支援される、庇護されるのではなく、平等に処遇される存在であり、処遇は受入れ側の義務と考えます。支援という言葉がいろいろ出てくるのですが、支援ではないと私は強く考えます。

次に3ページ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」よりということですが、これは8ページに、内閣府から関係閣僚会議の資料として概要及び文書が出ております。左上の方から「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等」及び2番目の「生活者としての外国人に対する支援」から、私がお話ししたい論点のみ抜粋して3ページに書いております。

3ページにお戻りいただいて、この関係閣僚会議、12月25日の資料によりますと、左上に書かれていたことですが、これも、「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動」ということで、啓発活動等には、全ての人が互いの人権を大切にし支え合う社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取り組みを推進と書いてございまして、これは先ほどの社会統合の精神と一致していると思います。

そして、2番目にあります「生活者としての外国人に対する支援」で「(3)円滑なコミュニケーションの実現」、「①日本語教育の充実」ということが書かれております。生活のための日本語教育の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開、多様な学習ニーズへの対応、日本語教育の標準等の作成、これは日本版CEFRと書いてございます。後ほど少しこれに触れたいと思います。それから、日本語教育のスキルを証明する新たな資格の整備、これも書いてあることとございます。

政策として実現すべきことであると関係閣僚会議で合意があることを踏まえて、4ページでございますが「共生・協働センター」の設置を提案しようと考えました。

まず提案理由を申し上げます。1つは、関係閣僚会議の概要には日本語教育の全国展開ということが書かれていたけれども、これは生産年齢人口の海外からの参入を目的と

する国の政策の一部なのでありますから、日本語学習の機会の保障は国の責務だと考えます。

そして、生活者としての外国人に対する支援というところに、暮らしやすい地域づくりという項目がございまして、その中で「多文化共生総合相談ワンストップセンター」ということが(1)①に書かれています。全国で100か所と書かれていますけれども、これとは別に日本語習得に特化した組織が必要だと考えます。私が今、提案しておりますセンターは、日本語の習得、そして、これが円滑なコミュニケーションの実現ということに関係するということでございます。

提案理由のもう一つは、そのことによって、センターの存在は、海外から移入する人材に安心感を与えたいと思います。ドイツ連邦の移民・難民事務局のホームページには、外国人に対して4か国語で、ドイツに住んで暮らして仕事をするということに関して詳細な説明が書かれていて、そして、ドイツに来てください、一緒に生活して、一緒にドイツをつくりましょうと書いてあります。ヨーロッパの中でもドイツを目指す人が圧倒的に多いですけれども、そういうことがドイツへ行くことの一つの理由になっていると聞いております。

3番目の理由は、センターの存在は、地域住民に政府のビジョンをアピールする効果を生むということです。これは非常に大切なことでありまして、例えば、経団連が2009年に人口減少社会における経済活動についての提言を出しておりますけれども、日本型移民の移入ということを提案しているそのすぐ下に、国民の間のコンセンサスビルディングがとても大切で、すぐに始めるべきだということを言っております。企業は人が欲しいわけでございますけれども、地域住民の気持ちというのは必ずしも手を挙げて歓迎というようなことにはなっていないと思います。例えば、静岡県浜松市でございますけれども、去年の暮れに天皇皇后両陛下が御訪問くださった多文化共生センターは、自治体のこの種の取り組みの中ではグッドプラクティスと言われている場所でございます。合併で使わなくなった庁舎を提供して、半分をブラジル人学校に、半分を多文化共生センターに使っているのですけれども、それを始めるときに住民が大変反対いたしました。なぜかという、わけのわからない人がうろうろするのは嫌だというようなことでした。

駅前にあった国際交流センターが郊外のところに行くことになったわけですが、どのような折り合いがついたかといいますと、街灯をふやす。つまり、うろうろしている人を住民が監視できるようにするということでした。

そのようなこともありまして、地域住民にサポートされるということは、重要なことだと考えます。町にセンターがあつて、そのことが町の活性化につながり、あるいは町に住む人たちの生活も全体によくするのだというようなコンセンサスが得られることが、町にセンターがあることの一つの理由になるかと思えます。

今回の法改正の結果、いろいろな支援義務が受け入れ企業、受入れ機関に課されています。日本語教育、生活の支援も受け入れ企業の責任においてするというふうになっております。

すけれども、地方に行って中小企業の方々の話を聞くと、経済的負担が重いと言っています。それなので、人材を受け入れる団体、機関、企業の負担を軽減することによって、受入れの動機を高めることができると考えます。

次に5ページでございますが、センターの概要といたしましては、各都道府県に平均20か所、全国1,000か所、そして、これは足りないとは思いますが、各センターの予算を1000万円と考えると、予算が年間100億円ということになります。ドイツは1000億円をこのことに費やしておりますので、ドイツの10分の1、そして、1,700か所あると言われるドイツの約半分ということになりますので、決して十分な対策だとは思いませんけれども、まずこれで出発するべきであると思います。

講座は通年開講して、複数のコースを設定すること。そして、学習費用は軽費有料。講座は無料で提供するものではなく、支援団体あるいは学習者本人が自分で負担するということです。ちなみに、ドイツの場合は各単元について1.95ユーロ、250円から300円の間らしいのですが、そうしますと、100単元あるとしますと2万5000円ほど払うことになります。これは、先ほど企業の負担を軽減すると申しましたけれども、実際軽減することになる額かと思えます。日本の場合もある程度の費用は企業と学習者で負担ができるということがよろしいかと思えます。

そして、最短コースとして、1日8単位時間、週40単位時間、15週間。これは本当にお仕事として日本語を学ぶというのと同じことですが、私が今おりますNPO法人が、直接雇用された社員に向けて、配属先に送り出す前の日本語教育を会社の費用で実施するのを手伝っておりますが、640時間ぐらいになります。ほぼ4か月でCEFRのレベルを1つ上げるといえると思います。

今のところ、技能実習の場合はN4で入ってきてもらって、1年後にN3になるということになっておりますので、そのことがこの最短コースで可能になると思います。ただ、働きながらということになると、通常コースではなく1日3単位時間、週15単位時間で行うと、40週間ということになります。

その他、いろいろなバラエティーがあってよろしいかと思えますけれども、通年開講して、正式な職員が配属されている機関であれば、いろいろなバラエティーが可能になるかと思えます。

そして、学習達成目標は、CEFRのB1となります。

B1ということに関しましては、11ページの階段のようなイラストをごらんいただきたいのですが、これは日本語教育スタンダード、CEFRの日本語版ということで、国際交流基金が10年前に開発した図でございます。B1と申しますのは、自立した言語使用者の一番下のレベルです。そして、今、特定技能1号の14業種の人たちが試験を受けて海外から入ってくる条件がA2でございますから、A2で入ってきて、B1で仕事ができるようになるという、この段階と考えております。

講座の依拠するカリキュラムは、5ページに戻っていただいて一番下のところでは

ども、これは既に文化庁が、「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」というものを出しております、かなり詳細なカリキュラムの実施に対する提案もしているところです。ただ、これは CEFR に準拠しておりませんので、これからその作業をする必要があるかと思えます。

そして、国際交流基金が日本語教育スタンダードとして CEFR に準拠し、日本国内で働くということに特化した Can-do リストが今、400 弱つくられていると聞いておりますけれども、そのようなものが依拠するカリキュラムになると思えます。

6 ページは、サポート体制でございますけれども、私が 1000 万円できるといふようなことを考えたのは、センターの場所を提供するのは地方自治体の責務であろうと思うので、そのことが前提になっております。

それから、日本語指導する人たちは、地域の国際交流協会のボランティアたちではこのことはできませんので、プロの日本語教師であるべきだと思います。日本語能力検定試験に合格して初任になった人ではなく、ベテランの教師が主任になるべきです。一番最後のページに文化審議会国語分科会が出した報告書のイメージ図が載っておりますけれども、日本語教師の段階として 4 つ考えられていて、養成して初任になる段階と、初任から中堅、中堅から主任教員になる段階というのがあります。主任としてセンターを運営するためには、中堅あるいはコーディネーター・主任というレベルの人がいないと困るわけでございます。このことにつきましては、これからの議論の中で更に公的な認証が与えられるものと考えております。

また、日本語学校でございますけれども、日本語学校は留学生を受け入れる学校です。留学生を受け入れて、基本的には高等教育機関に入学させるという義務を負って存在してきたものでございます。それがこの人手不足の中で、28 時間の労働時間を生み出すための機関のように解釈されて、勉強そのものが注目を浴びなくなっていると思うのですが、そうではございません。実際に日本語学校卒業生の 70% は高等教育機関に進学しております。そのことに注目すれば、このセンターの構想に日本語学校が入り込む余地はないと考えております。

参考資料として (1) から (8) まで挙げておりますが、(1) から (5) まではこれからざっと申し上げるイラストのついているもので、(6) (7) (8) はホームページを見ていただくためのものとなっております。

ざっと申しますと、8 ページは、先ほど申し上げた内閣府のもの。

その次に、ドイツ統合コースの概要ということで、ドイツの先例をそこに挙げております。一般コース、ドイツ語、600 単位時間となっております、カリキュラムとしては、仕事と職業、教育と訓練、子供の保育と教育等々、いわゆる生活して働くということドイツ語教育のテーマにして教えているということです。これには修了試験があつて、修了証が渡されるということなわけですけれども、B1 レベルが到達目標となっております。そして、ドイツの場合はドイツ事情の講座というものがあつて、ドイツについていろいろ

学ぶというのが100時間ついております。これにも修了試験がついております。

その次、10ページをごらんいただきますと、ドイツ統合コースの場合は、特別コースとして女性コース、両親コース、青少年コース、識字コース、非アルファベットコースというのがあって、2015年の難民大量受入れ以降、非アルファベットコースの受講者が急増しているということになっております。

11ページは、先ほど申し上げた日本語教育スタンダードです。

そして、そのときにA2とかB1とか申しましたけれども、12ページを見てくださると、1号特定技能に関する日本語試験という書類が先月、法務省の入国管理局から出ました。これは、2019年に特定技能1号に入ってくる4万数千人とか言われている人たちの、入ってくる日本語レベルに関して記述されておまして、A2なのです。A2と実は書いていないのですけれども、この3つの○に続くレベルは、A2のレベルという解釈ができます。

全ての14業種が技能試験及び日本語試験のことをこの書類の中で書いておりますけれども、日本語に関しては、全てこの日本語基礎試験というものによってなっておりますので、特定技能1号で入ってくる人たちは、A2試験に合格して入ってくるということになっております。したがって来日後に目指すところはB1で、B1であれば世界中どこの国のCEFRベースを考えても、仕事をするのに十分であろうというか、プロフェッショナルな仕事でなければ十分であるということになっていると思います。

最後のページは、今、文化庁国語課主導で討議が続いている教員の段階別のイメージということになると思います。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、遠藤先生からお願いいたします。

○遠藤代表理事 今、西原先生から総括的な、詳しい具体的なお話がありましたので、私の場合はもう少し狭い、小さいところで、是非強調したいというところを具体的にお話ししたいと思います。

おととい、たまたま朝日新聞に大きな外国人労働者受入れの記事が出ておまして、それに韓国の事情とドイツの事情が出ております。そこで、今、ドイツの事情は西原先生がおっしゃったので、私は韓国の事情について後でお話ししたいと思います。

まず、昨年12月に出ました政府案「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」ですが、その中に「日本語教育の充実」というところがありましたので、とても期待して読みました。それを政府としてどのように充実しようとしているのかですけれども、それを読みますと、8項目出ているのですが、まず第1が地域の日本語教育の充実。あとはITを使うとか、夜間中学だとか、NHKの講座を使うとか、そういったところが5項目書かれておりました。あとの3項目は、教師養成についてのものでした。

その中の最初の地域の日本語教育を重視するということに対して、私は非常に違和感を持っております。たまたま昨年、大きなボランティア組織のアンケート調査の報告が出て

おりまして、それを見ますと、その実情がわかるわけです。地域の日本語教育はどのようなものか、政府が期待するようなものなのかということなのです。

それと、私が聞き取り調査したものと合わせてまとめてみました。地域の日本語教育の実態はどうであろうかということ、1として教室の側から見た問題と、2に受講者の側、3に教師の側と、3つの点でまとめてみました。

これを見ますと、まず、地域の日本語教室には、専門的な知識・技術を持っている専属の教師はいない。本当にいないのです。それから、年間を通して開いているところはほとんどないのです。ごくまれにありますけれども、普通は年に1回とか2回とか3回、本当に1回しかないところもあるのです。その1回のコースは、1回開くと10回やる、2か月半とか3か月ぐらい続けるところもあります。けれども、では3か月やればいいのかといいますと、その中身は週に1回なのです。

週に1回3か月やって、どれだけ日本語能力がつくかということなのですけれども、日本語教室というのはそうした程度のものしかないのです。そこへ就労者が行って何を短期間で勉強できるかということは非常に疑問になります。クラスは頻繁に年間を通して行われるわけではないし、週に1回2時間やっているわけですから、次の週に行ったら前の週に習ったことを忘れてしまっているわけですね。そういった間隔で行われている。

それから、教材は市販のものを使っているところもありますが、フリーターキングをやっていますなどということも多いわけです。

大体、ある程度話せる外国人に対するサポートとしてのボランティアの教師はたくさんいます。そういう人は何とか話がうまく合えばやっていけますけれども、全くゼロ初級と言っていますが、本当にゼロの人たちを教えられる人は少ししかいない。

もう一つ大きな問題は、場所がないということです。いつも困っている。抽せんでやると確保している。抽せんに外れたらどうなるのかということなのですけれども、調査によりますと、29%が抽せんで探している。だから、3分の1は場所が不安定だというのが日本語教室なのです。

受講者の側から見ますと、これも調査のパーセンテージを見ましたら、1年未満の人が3分の1ぐらいです。1年から3年の人がまた3分の1。3年以上の人は3分の1以上。一番多いのは、日本に来て少し日本語ができる人。そういう人が生活しながら少しずつ覚えていこうか、漢字を習おうかといった形で来る人が多いということが、この調査でわかっています。

文字が読める人もいますし、それから、地域に住んでいるわけですから、配偶者が日本人という方が多いわけですね。そういう人を対象にしたものが多いということです。

日本語の教師の側から見ると、給料があつたりなかったりするわけですし、特に資格がなくてもいいわけですね。それはボランティア養成講座を受講して、そこの紹介でボランティアの教師になる人が多い。結構長くやっている人はいます。

長くやっているからいいかということそうでもなくて、またそこでマッチングのときに、

外国人の求めるものと違ったり、かなり押しつけのボランティア教師がいたり、逆に自分の生きがいのためにやっているような人も出てくるわけなのですね。そういった長くいる人が出てくると、まとめ役の人たちが困っているということもその調査から出てきています。

以上のことをまとめますと、地域の日本語教室というのは、全く日本語ができない人を対象にしているのではなくて、地域に住んでいる人が時間をかけて少しずつ日本語を学んでいくところだといえます。

それから、教師は、特別の専門技術も何もなく、少し講習を受けて教え始めたボランティアだということです。ですから、豊かな経験が必要とされるゼロ初級を教えられる人はいない。それから、教室の場所で困っているということですね。

受講料については、教材費を徴収しているところはあります。

そういったところが地域の日本語教室です。

来日間もない外国人がどこで日本語を学ぶかというと、もう一つは日本語学校です。先ほど少し出ていましたけれども、そこと比較のために簡単に、日本語学校ではどんなことをやっているかということを見ますと、まず、民間の業者が経営しています。ですから、かなり高額の授業料を徴収しています。その教師は、大学の日本語教師養成課程を修了しているとか、420 時間の専門教育を受けているとか、日本語教育能力検定試験に合格しているとか、資格のある人が教えているのがほとんどです。

そこで集中的に1日4～5時間、週に5日、月曜日から金曜日まで集中的に行っています。日常生活に必要な最低限の会話ができる初級クラスは、目安として300時間と設定しています。そこではいろいろな教材も開発していますし、宿題などもしていますし、そうした管理も行われています。

そういう日本語学校で、3～4か月で初級の日本語教育をするわけですがけれども、同じような人たちが一緒に学んでいるわけですから、そして目的が、大学に進学したいとか、ビジネスをやりたいとかいう人たちの集まりですから、そこで学べば習得は早いですし、確実なことが多いです。

そうしたものに比べて、地域の日本語教室では、それは無理です。

それから、政府案は、先ほど言いました2番目から5番目までの問題点で支援充実をうたっていますけれども、それらは本当に補助的なものとしてなら何とかかなりそうですが、さしあたって日本語教育を充実するものとしては、非現実的なものだと思います。

例えば、2番目にICTを利用したというのがありますけれども、これは私が経験をしました介護のEPAの人たち、もう10年たちますので、この人たちがどのように勉強したかです。そこにもIT利用というのは、初めからeラーニングだとか、いろいろ提案していましたがけれども、10年経過して合格した人たちにインタビューをしますと、結果としてそういうものではない、やはり対面教育が一番功を奏したのだと。そうやって日本語ができるようになった人が合格したのだということが結果としてわかっています。ですから、ICT利



用というのは、言うのは易しいですけれども、実行力は余りないと私は思います。

3番目と4番目は飛ばしますけれども、5番目の夜間中学、これもおよそ数が足りないということをやっていますし、目的が違います。最近では外国人がふえています、本来ここは日本語ができる人が、病気とか経済的な理由で行けなかった、そして、学校教育を受けたい人たち、日本語は話せるが漢字ができないから漢字を習いたい、そういった人たちのためにつくられている学校ですから、そこに日本語が話せない外国人が行くということは、設置の目的が違います。そういうところでつけ足しのようにやっても、効果は余り上がらないということを言いたいと思います。

では、どうすればいいのかというところで、「国が主体的に行う日本語教育について」というのを私は提案したいと思ったのですけれども、これは西原先生が具体的にお話下さいました。

ただ、国が日本語教育を行った例が既にあります。中国帰国者定着促進センターで行ってきまして、現在、難民のための支援プログラムで日本語教育を国が行っています。そういう例がありますので、できないことはない。

国として、3か月でも4か月でも集中的にセンターをつくって、私の場合は仮の名ですが「外国人労働者日本語支援センター」のようなものをつくって、そこでみっちり日本語を教える。それから、日本語だけではなくて、そこで日本の文化や生活、もう一つ、今まで余り考えられてこなかった、就労先の業種によって違う専門的な技術とか用語といったところも、最初の3か月なりの定着したセンターによる教育の中で行うことができます。この方面は今までおろそかにされていますけれども、韓国を見まして、これは是非必要だと思いました。

もう一つ、これもEPAでわかってきたのですが、就労してから方言でとても困っている人が多いのです。日本語だけは1年間やってきても、入職した途端に方言で1か月何もわからなかった、そういう人がいました。今回も恐らくそういう労働者がいっぱい出てくるわけです。ですから、センターで最初の3か月の中で方言にも接することができる、そういうことが必要であろうと思います。こうした日本語教育を国が行うことによって、日本語の能力を着実に身につけることが可能だというだけではなくて、もう一つは、今、海外で行われている日本語教育の不十分な点とか弊害も克服できるのではないかとことです。これはちょっと時間がないので、省かせていただきます。

最後に、韓国の外国人雇用許可制度というのを調べてみましたので、御報告します。

この中で特に注目したいのは、まず、前の産業研修生制度というので失敗した、その反省のもとに行っているのが、この雇用許可制度だと最初に書いてあることです。そこで、人権問題とか、いろいろある労働問題について詳しく、改めて書いています。

そのために、5ページの2に手順を書きましたけれども、内国人の求人努力。国は、外国人を雇用したければ、その前にまず韓国人を雇用しろと。2週間募集して、採用できなかったときだけ外国人を申請していいと、最初にそういった縛りがあるわけです。

それが申請できることになりますと契約を結ぶわけですけれども、そこで、韓国に行つて働きたい労働者は、まず、雇用許可制韓国語能力試験というのを受けるのです。それは、生活に必要な韓国語はもちろん、文化的な知識ももちろんですけれども、志望する職務分野別の試験を受ける。ここが違うところですね。8分野に分かれていまして、自分が働きたいのが例えば食品製造だったら、それ。それから、ゴム・プラスチック、金属、化学、電気、そういった志望分野によって試験を受ける。その8分野の試験のどれかを受けて、日常生活ができる韓国語の試験を受けて、その合格者が雇用センターに登録される。韓国産業人力公団というのがあるのですけれども、そこを通じて雇用センターにそのリストが送られる。その雇用センターで、使用者は自分のところで働いてほしい人を選ぶというふうになっています。

ですから、試験がまずそこで行われる。7ページに試験の問題の例をしめしていますが、最初のだけハングルで書いた例を出してありますが、もちろん全部ハングルで書かれています。2番目以降は日本語に翻訳した文だけを載せています。

ごらんいただきたいのは、例えば金属分野でありますと、次のうち、非鉄金属の元素でないものはどれかという、かなり専門的なことを知っていないと答えられないような、それから食品ですと、次のうち、脂肪質でないものは、砂糖、大豆油、トウモロコシ油、ごま油、この中のどれを選ぶか。そういったことの試験が最初に課せられています。その試験のために韓国語を学ぶ必要があるわけで、次に韓国語教育について御説明します。

それは、外交通商部が、先ほど言いました雇用許可制韓国語能力試験をする国に韓国語教室を開いているわけです。国が派遣した教師、教師としての資格を持った教師が教える韓国語教室が試験を行う各国に開かれています。その韓国語教室というのは、恐らく日本の国際交流基金が海外に設置しているセンターの日本語教室のようなものだと思うのですけれども、そこに来る人はちょっと違うのですね。日本の場合だと、大学に置かれたり、日本語を学ぶ人は市民だったり、学生だったりが多いのですけれども、韓国の韓国語教室の場合は韓国で働きたい労働者が多いのだそうです。ここで韓国語を1年ぐらい学んで、試験を受ける。そこで試験に合格すると、韓国に行くことができる。だから、この韓国語教室が重要視されているのだと思います。

契約して、韓国に入りますと、今度はまず就業教育というのがあるわけですね。入国後に、最初に3日間の宿泊の教育を受ける。その就業教育というのが義務づけられています。そこでももちろん韓国語もやりますけれども、韓国事情、韓国で生活するための事情ですとか、自分の仕事のための不利益をこうむらないような、どこへ行けばどういう相談ができるかというようなこともそこで教えられるようです。

この3日間、16時間の費用は、企業が負担するのですけれども、企業は後から、国から補助金をもらうことができる。

それで、企業が就業教育を行い、その終わった人が働く。そこから就労が始まるわけです。その後の韓国語教育は、国内でいろいろ準備されているようですけれども、そこでは

その人たちに合わせた韓国語教育。しかも、これは朝日新聞にも出ていましたけれども、多文化支援センターとか、多文化支援本部とかいう、これがかかり各地に充実したものがあるようでして、新聞には地下1階、地上3階の建物の写真も出ていました。そこでニーズに合わせた韓国語教育が毎週、行われているということです。

一つは、「富川（プチョン）外国人労働者の家」というところの例なのですけれども、そこでハングルを教えたり、韓国語を教えて、コンピューター教室もある。インターネットはそこに行けば自由に使える。そういう韓国語、韓国文化の教育。それから、世界理解教育とか文化探訪とかのプロジェクトも企画されているようです。

本当に雑ばくな御報告ですけれども、韓国の事情も、やはりこれからの日本語教育、それから、日本の外国人労働者の就労についても参考になる点があるかと思ひまして、お話しいたしました。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

これは私が無知なために、両先生にまずイメージから教えていただきたいのですけれども、留学のビザで来ている子については、大学なり高専なりというところでやっている。あるいは、その準備教育として日本語学校で日本語を勉強するということはあり得ると思うのですが、労働者として技能実習や特定技能1号で入ってくるということを前提といたしますと、初めから労働者として来るわけですから、勉強そのものが目的ではございませんね。そうすると、一定の言語のハードルは在留資格を得るために必要だから、多くの場合は現地で、母国で日本語教育をある程度受けて、N4なりN3をクリアして在留資格をもらう。それで働き始めるということになると思うのですが、その場合の日本語教育というのは、両先生どちらかで書いていらっしゃるけれども、働きながら学ぶということが主流になるのですかね。それだと本当にくたくたになって、とても勉強なんかできないのではないかと心配するのですけれども、これはどのように考えたらいいですか。

○西原理事長 日本においてでございますか。

○安念座長 そうです。

○西原理事長 先生の方がよく御存じかもしれませんが、介護の場合はそういうことになっていて、何段階かありますが、EPAで入ってきた人たちが第一陣で入ってきたと思うのですが、これは海外で渡日前教育がかかり厳しく行われています。ベトナムの例ですと、N3ですから、A2、B1に頭を突っ込むかぐらいのところですが、それがないとそもそも日本に来ることができないということです。日本にいる間にN3、つまりB1に頭を突っ込むようなことをできなければならない。

技能実習の介護の方々も、一昨年11月に新しくできた規定ですと、N4で入ってきて、1年後にN3の試験があるということで、今、内閣府でN3相当のCEFRベースの試験も開発されていると聞いておりますけれども、そういうものを受けて技能実習2号に移行できるとなっています。

○安念座長 特定技能でしょう。

○西原理事長 いいえ、技能実習の2号に、2年目以降に行くときにN3相当の日本語試験を受けていること、同時に技能試験も受けているということになっている、そういうイメージです。

ただ、先生も今おっしゃいましたけれども、働きながらN3合格を目指すということなのです。

○安念座長 そこなのですよ。だって、N4とN3はかなり差があると、人によるのかもしれませんが。

○西原理事長 人によりません。差があります。そこを自助努力で、つまり、受入れ側の施設と本人の努力でその差を克服せよというふうになっています。介護を離れて技能実習全体のことなのですけれども、地域に行きますと、企業の雇主が技能実習生を連れて、ボランティア教室にやってきて、N3合格をお願いしますと頼むということが起こっています。つまり、地域の日本語教室は原則無料ですので、受入れ義務を無料で済ませようとして、企業主たちが、地域の無料の講座にやって来て、N3合格をお願いしますと言うわけです。

N3合格なんて何のことだかわからないボランティアたちは右往左往しております。その結果、地域の日本語教育が担うべきであった日本人の配偶者ですとか、その子供たちですとか、日系人で在留資格の制限なしに入ってきた人たちの日本語学習など、国際交流協会の本来の任務であったはずのところに注力できなくなってしまうのですね。N3、N3と言われるものですから。

○安念座長 ここに労働者本人が来てしまうから。

○西原理事長 本人が来るということよりは、むしろ企業主が労働者を連れてきてしまうのです。

○安念座長 わかります。

○西原理事長 そうということが今、起こっている。

○安念座長 そうなると、要するに、N4とN3の間にはかなり高い差があって、それを埋めて向上させようとなると、やはりプロの教師というか、教え方をちゃんと身につけた人でないと多分無理だろうと私は思うのですが、それでいて、ただでやってくれと言って、言いつ放しのおじさんが連れてきて、昼に働いてくたくたになって、夜に勉強しますと。そんなことでやっていけるのかと。

○西原理事長 でも、それが現状なので、そこを何とかしなければならないというのが遠藤先生の御意見でもあり、私の意見でもあります。

○遠藤代表理事 本当に集中的にやらないと無理だと思います。働きながらだと中途半端になってしまいます。本当に疲れていて、そんなことできない。

事業主が連れてくるのは、2号にならないと1年で帰さなければいけない。本人たちも帰らなければいけない。それは困る。レベルを上げたいのだけれども、働きながら、職場には教師はいないし、そういう時間はない。ですと、終わってから、疲れている夜とか土

日にやるしかないわけですね。それでは本当に無理です。

今度の特定技能はもっとひどいと思うのです。N3に上げるとかそういうことも、そこには書いていないですね。大体、N4ぐらいで今度の試験は考えられているといえますから。

○安念座長 1号でしょう。2号もそうですか。

○遠藤代表理事 1号です。

○安念座長 1号ですよ。今の法令の書き方だと、2号になるには相当、要するに非常に漠然とした言い方の語学力ということですね。

○西原理事長 2号の場合と1号、技能実習の1号、2号と、在留、特別技能の1号、2号は違いますね。

○安念座長 もちろん違います。それはよくわかっています。

○西原理事長 今、先生がおっしゃったのは。

○安念座長 今度の新しくできる特定技能の2号。だから、まだ存在していないもの。

○西原理事長 5年後に来ると言われている。

○安念座長 そう。法令上は、語学力についても技能についても非常に漠然とした表現しかしていないですね。だから、N何とかというようなことで決め打ちしていないではないですか。だけれども、いずれにせよ1号から2号になるには、技能についても日本語能力についても、1号のときよりは上になっていなければいけないということだけは確かだろうと思うのですが、それも今の技能実習の1号から2号への移行と似たような問題があることは確かですね。

○西原理事長 そして、問題なのが、技能実習が終わった人たちが特定1号に流れ込んでいくという問題です。

○安念座長 予定されていますよね。

○西原理事長 そうですね。技能実習で、たてつけとしてはN3ぐらいになっているはずだから流れ込めるという話ですね。それは現実ではないです。

○安念座長 そうですか。

○西原理事長 全く現実ではない。3年間ホタテの殻をむかせて、そして帰らせたというような話のごく一般的に聞こえてくる世界です。

○安念座長 それが現実だとして、技能実習の話に限定するとして、技能実習の1号から2号に移れないと、帰らなければならないですね。その場合、2年か1年、1号で日本にいただけでは、彼らは国の借金を返せないでしょうから、どうしているのですか。

○西原理事長 大問題だと思います。

○遠藤代表理事 私は帰った後のことは知りませんが。

○安念座長 それはそうなのですけれども。

○西原理事長 帰る前に、狡猾（こうかつ）な日本人たちがいて、技能実習生に対して、少し時給を上げるからうちに来ないかと誘いをかけたりします。技能実習生は転職をしてはいけないことになっております。誘いに乗った結果、行方不明者とか逃亡者とカテゴラ

イズされますね。それは、借金を返すためにはやはり時給のいいところで働きたいですから、請われてそちらに行ってしまう。そうすると、行方不明という烙印を押されて強制送還されることになるわけです。特定技能1号は、同じ職種であれば企業を変えることはできることになっていますが、技能実習生がそういうことであるのに、それを流れ込ませて技能1号にする。そのことがもしできたとしても、そうすると特定技能1号のところでしたらと日本語教育をやりませんか、使い物にならない人たちであふれます。

○安念座長 そこで使い物になるようにするためには、西原先生のバージョンで言えば「共生・協働センター」というのが、主としては日本語教育を担うファシリテーターですね。

○西原理事長 そうです。

○安念座長 遠藤先生の場合だと、名前は別にないはしたか。

○遠藤代表理事 一応、「外国人労働者日本語支援センター」みたいな。

○安念座長 両先生のお考えの目的、ターゲットとしているというか、目標は多分非常に共通していると思うのですが、それは誰の費用で、誰が教えてとなると、具体的にはどう考えていらっしゃるのですか。

では、お一方ずつ。

○西原理事長 今、申し上げたとおりです。

○安念座長 それはわかるのですが、具体的にどのように。自治体が完全支弁するということですか。

○西原理事長 いえ、自治体は場所だけを提供するべきだと言っております。国の予算で、とにかく全ての市町村に、就労のために来た人たちが通える範囲に日本語学習の場があるべきだということです。ですから、都道府県に20か所と言っております。

○安念座長 西原先生のお考えだと、雇主の負担は特別には発生しないと。

○西原理事長 いえ、軽費有料と申しておりますので、雇主は、例えば100単位に対してドイツであれば2万5000円強になりますけれども、そのくらいの負担はする。それは支援義務と書いてありますので、それを思ったよりは安くしてあげるという発想です。

○安念座長 その義務はおっしゃるとおりなのですが、そうでなくても、非常に率直に言えば、地方で外国人を雇いたいというのは、基本的には大体金のない企業ですね。

○西原理事長 そうです。

○安念座長 そこのおやじさんたちがちゃんと払うのかなというのは、どうなのですか。

○西原理事長 今は払おうとしないで、地方の国際交流協会に無料でN3をお願いしますと言っているのが現状です。ですから、このままにしておいたら払えない企業主の人たちであふれます。

○安念座長 ごもつともです。それはそのとおり。

遠藤先生は、何か具体的なお考えは。

○遠藤代表理事 私は、国が主体的にやるしかないと思っています。本当に、国の要望で外国人労働者を呼びたいのですから、その人たちを普通に日本人と同じように生活できる

ようにするには、当然、それだけのことは日本の国がやるべきだと思います。だから、丸抱えが一番いいと思っています。

そのために定住促進センターの例を出したのですけれども、もちろん企業も少しそれで利益を得るわけですから、ある程度の負担は必要だと思いますけれども、それはあくまでも国が主体でやる中で分担するべきで、今みたいに誰が何をするかはっきりしていない、とにかく自治体任せで丸投げだというのはどうにもならない。もちろん企業もある程度は負担すべきだと思いますけれども、今のような漠然とした形ではなくて、国がやる中で企業も負担する。

韓国の場合の雇用について聞きますと、かなり最初に試験に合格した人を、国が必要によって合格者を決めている。ですから、需要がなければ合格者を出さない。

○西原理事長 今は14業種で欲しい人数が決まっていますよね。

○安念座長 今度のね。韓国の場合はかなり厳密に需要をはかっているようですね。

○遠藤代表理事 そうです。そこまで国がきちんと整理しているからコントロールできるわけですね。最初から国がきっちりコントロールしているから、その辺のところが違うのだと思います。

○安念座長 追っつけどうせ特定技能の2号が出てきますね。これは時間の問題で、そうすると家族がいるということですね。要するに、家族とか、特に子供を教育しなければなりませんけれども、もう今から準備しておかなければ間に合わない話ですね。これについては何か御意見がありますか。

○西原理事長 これは、まずは文部科学省の責任だと思います。

○安念座長 子供はね。

○西原理事長 就学児に関しては。ただ、そういう人たちが来る場合には、私が申し上げているセンターは、就学前の子供たち、それからオーバーエイジで先ほどの夜間中国に流れ込んでいるような人たちに対する調整の役割も、全てこのセンターが負うことになると思います。

○安念座長 そういうふうを考える。わかりました。

○西原理事長 特別コース、私の提案にもなっていますけれども、それらのもろもろのことも、いずれは国のセンターの仕事になるというわけです。

○安念座長 わかりました。

遠藤先生は何か具体的なお考えはありますか。

○遠藤代表理事 子供の教育はとても問題だと思います。どこかに入れないといけない。

今、私たちのところでプレスクールをやっています、外国人の就学前の子供たち、今年の4月から学校に入る子供たちを集めてやっていますと、鉛筆を持ったこともない子供がいるのです。だから、自分の名前を書けるところまで教えて学校に入れたいと言っていますけれども、親も働いていますし、そういう習慣がない子供たちもこれからふえるわけですから、本当にいろいろなところで早く手を打っておかないと危ないと思います。

○西原理事長 今是在留資格の1号、2号の人たちについて議論をしているわけですが、実は既に就労を許された在留資格の方々は多数いらっしゃいます。その方々に対するケアというのも全くネグレクトされていると思います。そのことについては、例えばドイツでは婦人のためのコース、両親のためのコースというのがあって、それはなぜ必要かということですが、やはり入ってくる人たちが人間らしく暮らすということを考えますと、本人が仕事をできればよいというだけでは不十分です。

先ほどの社会統合の話ですが、全て、みんなで日本をつくっていく。働く人たちには税金を払ってもらって、人手不足の解消に役に立ってもらうわけですが、ロボットが来るわけではありません。人間が来るわけです。その人たちは暮らしながら仕事をすることになります。ですから、そのことも考えて、対策というのを国のビジョンにおいて行うことが必要で、その後で何省が何をするという細かい配慮はできてくるべきだと思います。

○安念座長 両先生がお気づきのように、去年の年末の総合的対応策というのは、急ごしらえにしては一生懸命やったとは思いますが、やはり各省の玉をホチキスでとめたということですね。こういう言い方をしては悪いのだけれども。

○西原理事長 そういうことです。しかも、総予算額が、ばかにするなど言いたいくらいの少額になっています。

○安念座長 事務局、何か御指摘いただくことはありますか。

○福田参事官 今、先生方がおっしゃったような実情の調査はなされているのでしょうか。例えば地域別か、セグメント別に、それぞれが日本語を学ぶのに相応しい場所にたどり着いているのでしょうか。

○西原理事長 それは調査がなされているし、結果は出ていると思います。例えば子供たちについて、未就学の子供たちがどのくらいいるというようなことも含めて、結果は出ています。例えば、浜松市の場合は未就学児が社会問題になっています。

○福田参事官 それは市町村単位での調査がなされているということでしょうか。

○西原理事長 そうではないと思います。総務省で調査ができて、文部科学省も調査をしていると思います。

○遠藤代表理事 それについては最近、毎日新聞が特別取り上げていまして、岐阜県の可児市というところが初めに外国籍の子供の数を全部拾って、未就学児をゼロにすると。それをきっかけにして毎日新聞がいろいろ調べたら、可児市は先駆的なのですが、ほかのところは、自分のところでどんな子供がいるか全然知らない市町村が多い。だから、これから調べるのだということになっていましたね。

○福田参事官 義務教育の未就学の子供については、自治体の住民基本台帳と学校の名簿で照らし合わせれば把握ができると思うのですが、調査の取り組みは自治体によって大きな差があると聞いております。

当ワーキングが対象としている、就労許可のある在留資格を持っている外国人の方たち



の日本語教育の実態、具体的には、就労後の語彙力の増強やキャリアアップに向けた日本語教育が、受入れ側の企業にてどの程度行われているのか、これは如何なものでしょうか。

○西原理事長 先ほど申し上げました私どもの NPO が今担当しているのは、グローバル採用者と言っておりますけれども、その人たちに向けて、配属先に送る前の 4 か月を企業の費用で日本語教育及びビジネス日本語教育を行っております。そういう企業がかなりあるわけです。でも、それは全て直接雇用する立場にある企業ですね。会社が採用するわけですから。

ただ、技能実習でも、ごく一部の企業は自分の企業の中に日本語教室を開いているということは実例として挙がっていると思います。ですけれども、それは、それができる企業というか、意識の高い企業ということで、実際にチープレーバーとしか考えていない企業の方が圧倒的に多いと思いますので、そうすると、払うなんて考えただけでも、面倒くさいから、そんな義務が生じるのだったら、特定技能 1 号は受けないと言っている企業がかなりたくさんいると聞きました。

○安念座長 受けないということは、受けないで、人手不足の部分はどうするのですか。

○西原理事長 技能実習生を今までのようなやり方で使うという話です。特定技能 1 号の方が、仕事ができる人が来るはずですけども。

○安念座長 建前はね。

○西原理事長 建前はそうですけれども、先ほども言いましたように、今、これから来年度というか 4 月から始まる 1 号では、全員、A2 をパスしないと入ってこられないことになります。実はこの間、東南アジアを違う目的で少し見たのですけれども、送り出し機関がそれを目指して早くも日本語教育を始めていました。対応しようとしているところは既にあるということです。

○安念座長 それはもちろんあるでしょうね。送り出すのが商売なのだから。

○西原理事長 でも、それは企業との関係で行われていて、例えば私が見た機関では、技能実習生を受け入れるということを申し出た企業が、その人数を特定し、その人数に見合った数だけを受注生産の形で日本語教育しています。そして、その若者たちが日本についた場合には、その企業が訓練の費用を払うのでブローカーの入る余地は全くありません。

○安念座長 なるほどね。

○西原理事長 そういうふうにあるべきなのです。

○安念座長 それはそうでしょうね。

○遠藤代表理事 今のお話だと、それはとてもいいのですけれども、先ほど申しましたが、一つは、企業が日本語教師を雇っているという例としまして、EPA の場合には、大きな企業や介護施設で EPA の研修生をたくさん持っているところは、全部集めると何十人か、20 人、30 人を毎年採る。そういうところは本当に専任の日本語教師を雇ってきちんとできるのですね。合格率も高いのです。それはいいのですけれども、そういうのができない小さい施設ですと、先ほども最初に出ましたように、全く自助努力で、働きながら勉強している。

だから合格できないで、帰らなければいけない。

それももったいない話なのですが、日本語もかなり上達して、スキルも上がっているけれども、合格できないから帰らなければいけない。結婚もできない。そういう人たちが今出てきているのですね。

もう一つ、先ほど私が日本で日本語教育をすべきだと言ったのは、現地で日本語教育しますと、そこにどうしてもブローカーが入ってくる。それから、レベルが余り一定しない。現地の先生が多いですから、その人たちが初級の日本語を教える。そこで何とかN4程度の試験に受かったとしても、それで来てすぐ役に立つかという役に立たない。でも、その人たちはすぐ特定の場合は就労するわけですね。そうなった場合に、今度はそこで不十分な日本語で働くわけだし、そこで日本語を勉強する時間というのは本当にとれないでしょうから、何とかやるのですけれども、そういう低いレベルの日本語しかできないと、どうしたって今度は社会の見る目が、あの人の能力は低いのだということになってしまう。それでまた事業主たちからの待遇も低くなってしまう。その悪循環が始まるわけですね。

だから、やはり日本へ来てからみっちり日本語を、本当に働くのに役に立つような日本語を日本でやるべきだと思います。

○福田参事官 遠藤先生がおっしゃった、日本に来て新たに学ぶ必要性についてお尋ねします。担う職務によって使うシーンが具体化されることで、必要とされる日本語が違う。それは、日本で働いてみて初めて必要とされる日本語が明確化するから、入国後の教育が必要ということでしょうか。

○遠藤代表理事 いえ、今の場合は、介護は少しやり始めていますね。介護の日本語の評価試験をして、今度、特定の場合でも来ることになりそうですけれども、ほかの業種は全く白紙ですから、そういうことはない。ですから、その辺のところの分野別の専門知識をどこで身につけるか。全くない。だから、ホタテの殻むきだけに終わってしまうわけですね。

そういう専門分野の日本語もどこかで教えなければいけない。それが今のところは全く考えられていない。

○安念座長 ちょっと話が、これは私の頭の中が全然整理できなくて何うのですけれども、今、両先生がおっしゃった教育のスキームというのか、施設というのと、既に制度としてある日本語学校との関係は、どのように考えたらよろしいものですか。

○西原理事長 先ほど申し上げたことですが、日本語学校は法務省の入管の告示に基づいて留学生を受け入れることが可能ですが、留学生を受け入れます。それ以外の仕事は告示に入っていません。

○安念座長 あれは、そもそもできないというたてつけですかね。

○西原理事長 いえ、できます。できますし、ビジネス日本語をやっている日本語学校もありますけれども、なぜ告示されるか。入管が告示するのは、留学生を受け入れるのにふさわしいという形で告示をするわけです。それ以外のことは、独自の企業努力でやっているとところもかなりあります。でも、留学生を受け入れて、留学生を教育するというところに

専念すべきだと思いますし、結果として、留学生であっても28時間は就労が可能です。でも、その28時間を可能にするために建っている学校もあるわけです。

○安念座長 それは聞きますね。

○西原理事長 それで700校になってしまっているということもありますので、その主たる告示の理由というところを強化すべきであって、実際には、優良な日本語学校はそのことに専念していると思います。

日本語学校は、先ほど遠藤先生のお話にもありましたように、非常に授業料が高いのです。1学期間、何十万円も払うわけです。ですから、それに中小企業が技能実習生を入れるということは全く不可能。現実問題として全く不可能ですので、日本語学校という選択の余地は、私は考えない方がいいと思います。

○安念座長 遠藤先生も同意見。

○遠藤代表理事 それは全く同感です。

1つ、最近聞いた例があるのですけれども、これは就労の外国人ではなくて、介護の専門学校へ行きたいという留学生があっせんで来て、最初に日本語学校の授業料をばんと取られるわけですね。その最初の半年分は業者に渡して、業者から。そこで、あとはアルバイトしながらやっていって、何とかなるだろうと思っていたけれども、借金を返すだけで終わってしまって、結局専門学校の目的を達することができない。入学試験も受けられないでこの3月に帰るといって介護の専門学校を志望する留学生、何人も私の教え子が、どうしましょう、かわいそうですという話をするのですけれども、現実はそのようなのですね。

だから、日本語学校の授業料は高いということと、間に入った業者が初めにたくさん取ってしまう。その借金を返すだけで終わってしまう。本当にそれは留学生にとっても悲劇です。いずれ介護で働こうとしていたのですから、介護の現場にとっても不幸なことなのです。

○安念座長 そうですね。

○西原理事長 もうちょっと、またうわさ話なのですけれども、日本で介護福祉士試験に落ちた人たちが香港、シンガポール、アラブの国々に拾われていく。日本にいるよりは厚遇されて拾われていく。そうすると、日本は一体何をやっているのですかという話ですね。

○安念座長 それはもう、日本より高賃金の国なんてアジアの中でも今は幾らでもあります。

○西原理事長 賃金だけではなくて、日本でちゃんと教育をされているという想定を考えて日本から帰ってくる人たちを、イエメンに来てください、ドバイに来てくださいというのは、それは合法なことなので。

○安念座長 ごもっともですね。それも有りそうな話だな。

○福島次長 1点、教えていただいてもよろしいでしょうか。お話の中で、日本語教師の質の高い方がこれから求められる、需要がふえてくるかと思うのですけれども、例えば日本人の若い方で、日本語教師になりたいと思う人が出てこない、なかなか需要に応えら

れないと思うのですが、何かこういうふうにしたらというのはありますでしょうか。

○西原理事長 日本語教師がふえないと言われてきたネックは、日本語教師の給料が安くて家族は養えないだろうとかいう風潮です。日本語学校の先生方は、大学が悪いと言いますね。大学の先生たちが、食えないからやめろと言うので日本語学校に就職しないのだと。食えないからというのは、ずっと長い間、本当でした。この教師不足の時代に、今やそのことは解消しつつあります。

先ほど申し上げた日本語教育能力検定試験は、今年度で32回目を迎えました。毎年5,000～6,000人受けまして、約1000人の合格者を毎年出しています。それをどういう資格と認めるのかということ。それから、質の向上ということについて、どのような認定制度をつくるのかということは問題であろうかと思えます。

介護に入ってくる若者もないわけではない。でも、やめていくのは待遇のこと、重労働のこととかいろいろあると思えますけれども、それはそれなりの処遇をしないとイケないと思えます。

○遠藤代表理事 それは全く同じです。私が大学にいるときには、本当に希望者はいっぱいいました。本当にいい仕事だと。自分たちが外国旅行したときの経験だとか、周囲の人たちを見ていて、是非やりたい。本当に養成コースは学生がいっぱいいたのです。でも、親たちが、就職しても生活できないだろうと、だからそんなのやめなさい、一般企業に行った方がいいからと、みんなだんだん減っていくのですね。ですから、ここで国が日本語教育をして、教師をそこへ雇い入れると、そういうことがわかれば若い人たちはいっぱい戻ってきます。本当に教師になりたいと思っている人は戻ってくるし、これから新しい人も出てきます。説明会のときは必ずいっぱい来るのです。

ただ、待遇が悪いから、日本語学校の先生はブラックの一つだと言われていています。そういうところで、卒業生たちは一生懸命頑張っていますけれども、本当に新しい若い人たちを呼び込むためには、雇用の場として政府がきちんと国の日本語教育機関をつくって教師を雇う。それしかないと思えます。

それから、先ほど西原先生がおっしゃった、地域に主任として入れるのも、それはレベルの高い人ですけれども、その周囲にも必要ですから、そういったところでちゃんと定職として働ける日本語教師、そういうのが保証されれば本当にいっぱい来ます。

○西原理事長 それから、学校の話ですけれども、今、小学校の先生になるのは宝くじに当たるようなものだと言われていているのは、子供が減ってきているからです。教師養成機関も減ってはいるけれども、教員免許取得者はかなりの数いるわけですね。でも、子供がいらないので先生は要りませんからということで、国語教師が最も採用の少ない科目のようです。国語教師であろうとした人が、実は日本語教育に流れていくということも一つのトレンドにあります。

そして、文部科学省は、近年、特別な資格を国語教育の免許に附带的に与えるということをしておりまして、国語の教師が日本語教師という付加価値を持って卒業していくとい

うことをしております。その人たちが実は全国の小学校の外国人子弟、外国出身の子弟の教育に当たっているというシステムになっていると思います。ですから、文科省が黙っているわけではなく、手をこまねいているわけではないと思います。

○安念座長 わかりました。

未就学児及び学童に対する日本語教育というのは、親がどういうビザで入っているかとかは、子供にとっては関係のない話ですので、それはそれでちゃんとやらなければいけないだろうと思うのです。

○西原理事長 そうですね。日本は子どもの権利条約に批准していますので、外国籍の子供には就学義務はないわけなのですが、就学を求めてきた人を断ることはできないということになっております。

何で未就学・不就学になってしまうかということですが、学校の日本語教育がまだそこまで追いついていなくて、学業に十分なだけの日本語力をつけさせることがなかなかできない。そうすると、特に日系人の子たちでそのことはよく証明されていますけれども、子供たちがお客様になってしまう。面白くないからやめて、そうすると、お誘いがかかって、子供だけでも就職をしてしまう。そうすると、少年なのに法外なお小遣いが入ってきてしまう。それで町に出て、ダークサイドからの誘いに乗ってしまうということが、大きな社会問題になっている地域もあります。

○安念座長 それは実は、昼前に全く別の席で、ペルー生まれで、しかし日本語、スペイン語、ポルトガルが全く自由という通訳の方から、ほぼ同じお話を伺いました。

浜松市さんは本当に一生懸命やっておられるのですけれども、あれだけの規模の外国人が入ってくれば、政令市といえども完全に把握することは無理なようです。西原先生がおっしゃったような現象があるということは、その場で私も伺いました。そんなものかなと本当に思いましたね。

○西原理事長 これから入ってくる家族を伴った人たちというのも放っておけばそうなると思いますので、計画的に対応策を考えるべきだと思います。

それから、日系人の場合はこのごろ、いろいろな証明ができれば4世まで入ってくるができるようになりました。4世ですと日本語はほぼゼロで入ってきます。そして、就職するつもりで日本に来るわけですね。日本語ゼロで。国際交流協会という選択肢はありますけれども、先ほど遠藤先生がおっしゃったように、週1回、2時間ぐらいで働けるようになる日本語を習得することはほとんどできないわけです。そうすると、ラインの中で同じことの繰り返しをするしかないというような生活に落とし込まれていくことになりかと思っておりますので、そのことも既に大きな問題になっていると思います。

○安念座長 本日はありがとうございました。

想定範囲のお話を伺ったのですが、改めて頭を殴られたような気分、非常に巨大な問題が目の前にあるなということを改めて痛感いたしました。

○西原理事長 そうですね。しかも、私が言っているような、100億円を使います、センタ

一が 1,000 か所できました、それで解決するというわけではありません。それは最低しなければならないことですが、それだけでも。

○安念座長 それはそうです。そこはまだ、言語というバリアの対応だけです。その次にカルチャーがあるのですから、それはもう。

○西原理事長 そうです。文化的側面は、CEFR ベースでは言語の中のカリキュラムの一部にはなっています。ただ、例えば、先ほどの大企業でグローバル採用された世界中から何十人という若者たちを正規採用で雇っているところですが、離職率が非常に高いです。

○安念座長 どのぐらいなものですか。数字として御存じですか。

○西原理事長 30%ぐらいが3年以内にやめていくそうですという話を聞いています。

○安念座長 日本の学卒者だってそこそこの離職率はあるのですけれども、それでもね。

○西原理事長 そうですし、一つには、日本がある分野では最先端なので、そのために応募して来るといって、本当に優秀な人たちが日本を選んで入ってきます。

しかしガラスの天井という言い方が彼らにもありまして、ここで管理職には絶対なれないというのはすぐわかるわけですね。自分がキャリアパスの一部として来ているわけなので、日本に3年もいれば大体見えてくることであって、この日本の3年間をもって、もうちょっといいところに行こうというふうに考えるだから、入ったところに定年までいるということは、そもそも考えていない。これは日本の若者もこのごろは同じだと思うのです。

そのようなこともありますけれども、どうしても、やはりこれは日本の会社だった、ここに自分は入れないということを出ていく人がもっと多いということも聞いています。これはビジネスカルチャーの問題です。

○安念座長 そうなのですよ。

○西原理事長 ある中国の女性が夫に帯同して来まして、夫は仕事を得ていたのですけれども、中国は共働き社会なので、妻も日本で仕事をしようと思って来ました。非常に高い学歴及び職場経験のある人でしたけれども、4か月求職をしましたが、使い走り以上の仕事は見つからなかったもので、彼女は帰国することにしました。そうしたら、夫なるその優秀な技術者の人も、一緒に帰ると言っていて、帰ってしまいました。

○安念座長 ビジネスカルチャーの問題ですね。

では、どうもありがとうございました。答申を書き、あるいは意見書を書きということを考えておりますので、両先生には今後とも御指導賜りますように、どうぞよろしく願いいたします。きょうは本当にありがとうございました。